

○ 令和5年1月31日申請（基・電・料金サービス課令和5年1月31日第14号）（接続協定等に関する細目の裁定）

（1）経過

令和5年	
1月31日	株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）から、裁定の申請。（⇒（2））
2月1日	総務大臣から、Cooltテクノロジーサービス株式会社（以下「コルト」という。）に対し、裁定の申請があつた旨の通知。
3月3日	コルトから、答弁書の提出。（⇒（3））
3月13日	ドコモから、コルトからの答弁書（3月3日付け）に対する意見書の提出。
3月27日	コルトから、ドコモからの意見書（3月13日付け）に対する意見書の提出。
4月4日	ドコモから、コルトからの意見書（3月27日付け）に対する意見書の提出。
4月17日	コルトから、ドコモからの意見書（4月4日付け）に対する意見書の提出。
4月25日	ドコモから、コルトからの意見書（4月17日付け）に対する意見書の提出。
5月11日	コルトから、ドコモからの意見書（4月25日付け）に対する意見書の提出。
5月19日	総務大臣から、コルトに対し、報告徴収。
6月9日	コルトから、総務大臣からの報告徴収（5月19日付け）に対する報告書の提出。
6月16日	総務大臣から、コルトに対し、報告徴収。
6月30日	コルトから、総務大臣からの報告徴収（6月16日付け）の一部に対し報告書の提出。
7月7日	コルトから、総務大臣からの報告徴収（6月16日付け）の一部に対し報告書の提出。
令和6年	
3月22日	総務大臣から、委員会に諮問（諮問第12号）。（⇒（4））
4月1日	委員会から、総務大臣に対し、裁定案に関する質問への回答提出依頼、ドコモ及びコルトに対し、裁定案に関する意見提出依頼。
4月15日	総務大臣から、裁定案に関する質問への回答、ドコモか

	ら、裁定案に関する意見、コルトから裁定案に関する意見の一部及び総務大臣への質問の提出。
4月19日	委員会から、総務大臣に対し、コルトからの質問（4月15日付け）への回答提出依頼、ドコモ及びコルトに対し、裁定案に関する追加質問への回答提出依頼。
4月23日	総務大臣から、コルトからの質問（4月15日付け）への回答の提出。
4月24日	ドコモ及びコルトから、裁定案に関する追加質問（4月19日付け）への回答として意見の提出。
4月26日	委員会から、総務大臣に対し、裁定案に関する追加質問への回答提出依頼、ドコモ及びコルトに対し、総務大臣からの回答（4月15日付け及び同月23日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼。
5月13日	総務大臣から、裁定案に関する追加質問（4月26日付け）への回答の提出、ドコモから、意見提出依頼（4月26日付け）に対する意見の提出、コルトから、意見提出依頼（4月1日付け）に対する残りの意見及び意見提出依頼（4月26日付け）に対する意見の提出。
5月14日	委員会から、総務大臣に対し、ドコモ及びコルトからの意見（いずれも4月15日付け、同月24日付け及び5月13日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼、ドコモに対し、総務大臣からの回答（5月13日付け）及びコルトからの意見（4月15日付け、同月24日付け及び5月13日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼、コルトに対し、総務大臣からの回答（5月13日付け）及びドコモからの意見（4月15日付け、同月24日付け及び5月13日付け）を送付し、これらに対する意見提出依頼。
5月24日	総務大臣及びドコモから、意見提出依頼（いずれも5月14日付け）に対する意見の提出。
6月14日	コルトから、意見提出依頼（5月14日付け）に対する意見の提出。
6月27日	委員会から、総務大臣に答申（電委第33号）。⇒ ((5))
7月26日	総務大臣から、ドコモ及びコルトに対し、裁定について通知。（⇒ (6)）

(2) 申請における主な主張

コルトの電気通信設備との接続に関して、ISDN及びIP電話の区分毎にコルトがドコモから取得すべき金額（以下「本件金額」という。）について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定を求める。

(3) 答弁書における主な主張

本件金額について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること自体を争うものではないが、コルトのネットワークの特性を考慮すべきであり、光IP電話の接続料並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の加入電話の提供に用いる電気通信設備との接続に関する接続料を加重平均した額に調整を加えて算定した金額を採用すべき。

(4) 諒問

令和6年3月22日諒問第12号

諒問書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、株式会社NTTドコモから、Cotテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関する裁定の申請があった。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、本件裁定について諒問する。

裁定案

株式会社NTTドコモ代表取締役社長 井伊 基之 から、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第35条第3項の規定に基づき、Cotテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

株式会社NTTドコモの申請及びCotテクノロジーサービス株式会社の答弁並びに両当事者からの意見について調査の結果、下記のとおり裁定する。

記

株式会社NTTドコモとCotテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、Cotテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超

えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用（L R I C）モデルを用いることが適當である。
 - 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のP S T N – L R I C モデル（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第6条第1項に基づき、接続料規則 第4条の表2の項の機能（加入者交換機能（同表備考2のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）等の機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T東日本・西日本」という。）に通知されたものをいう。）
 - 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次I P – L R I C モデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。）附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなった場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定に用いる平成31年改正省令附則別表第1の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からN T T東日本・西日本に通知されたものをいう。）
 - 令和4年4月1日から裁判の日までは、第9次I P – L R I C モデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルI P電話接続機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からN T T東日本・西日本に通知されたものをいう。）
- ・ これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域（C o l t テクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの）ごとの金額（別表参照）を基本として、C o l t テクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきである。

以上

(以下 理由 (略))

(5) 答申

令和6年6月27日電委第33号

答 申 書

令和6年3月22日付け諮問第12号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

なお、理由は、別紙のとおりである。

記

1. 総務大臣の裁定案は、次の措置を行う場合には、妥当である。

次の1)又は2)のいずれかにより、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」という。)の裁定申請に係る金額をColtテクノロジーサービス株式会社(以下「コルト」という。)が明確に取得し得るよう、両者の事情を勘案し、当該金額等を適切に明示すること

- 1) 裁定案の金額について、通信回数及び通信秒数ごとの金額を明示し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような都府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値を示すこと
- 2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと

2. 総務大臣においては、今後も多くの電気通信事業者において、電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の算定で総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行い、必要に応じてその見直しを行い、その中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額について、支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、令和6年3月22日、当委員会に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第160条の規定に基づき、法第35条第3項の規定によるドコモから申請のあったドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関する裁定について諮詢をした。その経緯及び諮詢の概要は次のとおりである。

1 ドコモからの裁定申請

ドコモは、令和5年1月31日、総務大臣に対し、法第35条第3項の規定に基づき、コルトの電気通信設備との接続に関する協議が不調であるとして、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関して、次の区分毎にコルトがドコモから取得すべき金額（以下「本件金額」という。）について、それぞれ能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべきとの裁定申請を行った。

区分	適用
I S D N	コルトの総合ディジタル通信サービス（以下「I S D N」という。）に関して、コルトのI S D N端末設備に着信する接続通信に適用する料金
I P 電話	コルトのI P電話サービス（以下「I P電話」という。）に関して、コルトのI P電話端末設備に着信する接続通信に適用する料金

2 ドコモ及びコルトの主張

コルトは、上記の裁定申請内容に対して、本件金額について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とすること自体を争うものではないとしている。

しかしながら、ドコモとコルトとの間では、その結果採用されるべき具体的な算定方法について、互いに異なる主張をしている。各々の主張には変遷があるが、本件諮詢の直前には、ドコモは、その具体的な方法として、コルトにおいて接続に関して生じる実際の費用を元にすべきであるが、コルト側から適切な費用情報が得られないであるから、近似的に、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T 東日本・西日本」という。）の接続約款における閑門交換機接続ルーティング伝送機能又は光I P電話接続機能の接続料（以下「光I P電話の接続料」という。）をベンチマークとする算定方法の採用を主張するのに対して、コルトでは、同社のネットワークの特性を考慮すべきであり、その考慮の結果として、光I P電話の接続料及びN T T 東日本・西日本の加入電話の提供に用いる電気通信設備との接続に関する接続料を加重平均した額に調整を加えて算定した金額を採用すべきと主張している。

3 総務大臣における検討及び当委員会への諮詢

総務大臣は、上記裁定申請を受理した後、令和5年2月1日、コルトに対して答弁書を提出する機会を付与し、同年3月3日、コルトは答弁書を提出した。さらに総務大臣は、ドコモに対して、同月6日、同月28日

及び4月18日の3回にわたり、コルトに対しても、3月13日、4月5日及び同月26日の3回にわたり、それぞれ意見書を提出する機会を付与し、ドコモからは3月13日、4月4日及び同月25日に、コルトからは3月27日、4月17日及び5月11日に、それぞれ意見書の提出があった。その後、総務大臣は、コルトに対して、5月19日及び6月16日の2回にわたり、法第166条第1項の規定に基づき報告を徴収し、コルトからは6月9日、同月30日及び7月7日に、それぞれ報告書の提出があった。

これらの後、総務大臣は、令和6年3月22日、当委員会に対して、本件裁定について、裁定案を示して諮詢した。

4 当委員会の審議

令和6年3月22日に総務大臣から諮詢を受けた当委員会は、同日、会議を開催し、総務省で本件諮詢を担当する総合通信基盤局から諮詢内容について説明を受けた。その上で、当委員会は、総務大臣及び両当事者から意見を聴取することとし、当委員会から各当事者に対して、次のとおり、質問への回答を含む意見の提出を求め、それぞれ提出を受けた。

- ① 同年4月1日に、総務大臣に対して裁定案に関する質問への回答を求め、また、両当事者の各自に対して裁定案に関する意見の提出を求めた。同月15日に、総務大臣からの当該回答、ドコモからの当該意見並びにコルトからの当該意見の一部及び裁定案に関する総務大臣への質問の提出を受けた。その後、5月13日に、コルトから当該意見の残りの提出を受けた。
- ② 4月19日に、総務大臣に対して上記①のコルトからの質問への回答を求め、同月23日に、総務大臣から当該回答の提出を受けた。
- ③ 同月19日に、両当事者の各自に対して裁定案に関する追加質問への回答を求め、同月24日に、両当事者の各自から当該意見の提出を受けた。
- ④ 同月26日に、総務大臣に対して裁定案に関する追加質問への回答を求め、5月13日に総務大臣から当該回答の提出を受けた。
- ⑤ 4月26日に、両当事者の各自に対して上記①及び②の総務大臣からの回答を送付し、これらに対する意見の提出を求めた。5月13日に、両当事者から当該意見の提出を受けた。
- ⑥ 同月14日に、総務大臣に対して上記①、③及び⑤のドコモの意見及びコルトの意見を送付し、これらに対する意見の提出を求めた。同月24日、総務大臣から当該意見の提出を受けた。
- ⑦ 同月14日に、ドコモに対して上記④の総務大臣からの回答及び上記①、③及び⑤のコルトの意見を送付し、コルトに対して上記④の総務大臣からの回答及び上記①、③及び⑤のドコモからの意見を送付し、各自これらに対する意見の提出を求めた。同月24日に、ドコモから、6月14日に、コルトから、各自当該意見の提出を受けた。

当委員会は、同年3月22日、5月30日、6月13日、同月20日から24日まで及び同月27日の5回にわたり会議を開催して審議を重

ね、本答申をとりまとめた。

第2 検討

1 裁定要件の充足性

第1の2で述べたとおり、本件金額について、ドコモとコルトとの間で、裁定申請で求められている結論である「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすべきとの考え方には、一般論としては互いに相違があるわけではない。しかしながら、両者の間では、その意味する内容についての考え方が一致しておらず、その結果、本件金額を定める協議において合意がなされていない。このことから、裁定申請により裁定を求める本件金額について、これを定めるべき両者間の協定の細目について協議が調わないと認められ、この点において、法第35条第3項に定める裁定申請の要件は満たされると判断される。

2 裁定の内容

(1) 本件金額を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることについて

① 本件裁定申請は、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関して、コルトが取得しドコモが負担すべき金額のうち、コルトのISDNに関して、コルトのISDN端末設備に着信する接続通信に適用するもの及びコルトのIP電話に関して、コルトのIP電話端末設備に着信する接続通信に適用するものについて、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額とすべき」との裁定を求めるものである。

② 法では、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額については、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべきもの(接続料)及び第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべきものについて、具体的な規定を置いている。

すなわち、接続料については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること」を、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続約款の認可の要件の一つとして規定し(法第33条第4項第2号)、また、上記の第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき」には、総務大臣は、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、その接続約款を変更すべきことを命ずることをできることとしている(法第34条第3項)。

このように、電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続の

当事者が取得し、又は負担すべき金額について、総務大臣がその決定に関与する場合、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を基準としているのは、その金額が能率的な経営の下における適正な原価・利潤を超える場合には、その金額を負担することとなる電気通信事業者の利用者に超過分の負担が転嫁されることとなり、利用者が必要以上に負担を求められてその利便を損なう上に、その金額を負担する電気通信事業者においては、競争上不利な立場に立つことになり、電気通信事業の健全な発達が阻害されることになるからである。

(3) 法では、電気通信設備との接続に向けた電気通信事業者間の協議において、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が強い交渉力を有し、優位な立場に立つことから、円滑な協議により合理的な条件で合意することが困難であると見て、上記の規定を設けているが、接続に関して取得し、又は負担すべき金額の如何によって電気通信役務の利用者や電気通信事業者がその利便性や公正競争条件の上で影響を受けることは、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備ではない電気通信設備との接続が行われる場合でも同様であり、こういった接続に関して総務大臣がその決定に関与する場合にも、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を基準とする考え方方が採られるべきことは、異なると考えられる。

そういう意味で、総務大臣が、電気通信設備との接続に関し、平成30年1月16日に「接続等に關し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を定め、その第1項において、接続に關し取得し、又は負担すべき金額（総務大臣の認可を経た接続料等ではないものに限る。）について、「当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする」と明示したことは、適正なものと認められる。

(4) 第1の2で述べたとおり、ドコモ及びコルトの各々においても、本件金額を「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額」とすることについて、異論がない。

(5) 上記①から④までから、本件裁定において、総務大臣が、上記裁定方針に明示された考え方を踏襲して、本件金額を、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額」としたこととは、裁定の内容として相当であると認められる。

(2) 本件金額の具体的な算定を総務省の長期増分費用モデルを用いて行うことについて

(1) 本件金額の具体的な算定においては、市場における状況が十分競争的である場合の能率的な経営において回収されるべき金額を算定するため、接続に係る電気通信設備に関する費用、資産、通信量等の数値を取得し、これらを使って適正に算定する方法を採用する必要がある。

これについて、総務大臣では、上記裁定方針の考え方を踏襲して、まず、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法を検討したが、この方法を採るために必要な数値

が得られなかったことから、この方法では算定ができないものと結論づけ、次に、総務省の長期増分費用モデルを用いて、これに適宜の数値を入力して金額を算定する方法を検討し、この方法を採用することとし、総務省で開発した累次の長期増分費用モデルを使って算定する方法が適正であると結論づけている。

- ② ここで、総務大臣が採用することとする長期増分費用モデルは、接続に関する電気通信事業者が実際に使用している設備にとらわれず、その時点で市場で通常入手可能な最新の設備の使用を考慮して、接続に伴う通信量や回線数の増加に応じた適正な増加費用を基礎として、利用者料金で回収される金額を除いて、接続に関して取得し、又は負担すべき金額を算定するためのものである。これは、「能率的な経営の下における」原価等の水準、すなわち、接続に関する市場が十分競争的な場合にその市場で実現されると想定される増分費用の水準を算定しようという趣旨に出たものであるから、このモデルが、この目的にしたがって適正に構築されたものである限りは、これを使って算定することは妥当と認められる。
- ③ 本件金額の算定に用いている長期増分費用モデルは、総務省において、有識者によって構成される長期増分費用モデル研究会（第1次：平成9年3月から同11年9月まで。第2次：同12年9月から現在まで）を開催し、上記の趣旨により、多くの主要電気通信事業者の参画を得て、広くデータを収集して、都道府県の地域ごとに適切なネットワーク構成を想定し、広く意見募集した結果も踏まえて構築されたものから採用されている。裁定案において採用することとしている長期増分費用モデルは、平成27年度から令和6年度にかけて、年度ごとにその時点で入手可能な最新の設備と効率的なネットワークを考慮して構築されたものであり、接続に関して取得し、又は負担すべき金額を算定するためのものとして、中立的・客観的なものであり、現在考えられる最も精緻なものと認められる。これを用いて金額を算定していることとするのは、相当であると認められる。
- ④ ここにおいて、ネットワークの構築においては、各地域における特性が費用、資産及び需要に影響を与えることは当然であるから、その地域の特性が適切に反映されるモデルを採用し、本件に関する地域における費用、資産及び需要を考慮して金額を算定することとしていることは、適切と認められる。
- ⑤ また、本件金額の算定に当たって想定されているのは、地域の接続に関する市場が十分競争的な場合にその地域市場で実現されると想定される増分費用の水準であるから、その導出に当たり想定する需要を、コルトの実際の利用者の需要と一致させる必要もなく、総務大臣の裁定案で、上記のモデルで想定されるネットワークで効率的に対応される需要を想定することとしていることも、妥当性を欠くものではない。
- ⑥ 総務大臣の裁定案に関して、ドコモは、その本年4月15日付けの意見において、本件金額の算定を、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法が採られないことを不服とするものではないとしつつも、NTT東日本・西日本が「ひかり電話」サービスを提供する際に使用する電気通信設備との接続に関し

取得する接続料の原価となる費用等をベンチマークとして用いるべきとしている。ドコモでは、その主張の理由として、コルトが I S D N 又は I P 電話の提供に当たって使用するネットワークが具備する機能が N T T 東日本・西日本が「ひかり電話」サービスを提供する際に使用するネットワークの機能の多くと「同等」であることを挙げている。しかしながら、その「同等」性が仮に認められるとしても、この主張は、ドコモの主張するベンチマークにおいて想定される金額が、総務省の長期増分費用モデルの想定される金額よりも、能率的な経営において回収されるべき金額を算定するものとして優位性があるとする主張にはなっていない。また、ドコモでは、総務省の長期増分費用モデルを用いる場合でも、金額の水準が経年で低下する方法とするべきことを主張しているが、その所論には十分な理由の説明もなく、採用できない。

- ⑦ 総務大臣の裁定案に関して、コルトでは、その本年 5 月 13 日付けの意見において、原価算定資料を同社が追加提出する意向はないし、総務大臣が本件金額の算定について「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」(平成 30 年 1 月 16 日) の第 3 項(「・・・原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。」)に基づいて判断することには異存がないとする。しかしながら、コルトは、総務大臣が年度ごとにその時点で適切な長期増分費用モデルを特定して、それらにより算定することとしたことに対しては、そうではなく、N T T 東日本・西日本が長期増分費用モデルを用いて設定した接続料をベンチマークとすべきと主張し、その理由として、当該接続料が、N T T 東日本・西日本の固定電話網の移行過程で瞬時に効率的なネットワークに移行できるわけではない事情が考慮されたことを挙げて、この事情が同社にも妥当するからだと主張している。しかし、N T T 東日本・西日本の接続料の算定で考慮された特殊事情は、主として、両社の多数のアナログ電話の利用者が円滑に新しいネットワークによるサービスに移行できないためにアナログ電話の提供に用いる電気通信設備の費用等を考慮する必要があったというものであり、本件金額が、アナログ電話ではなく、I S D N と I P 電話の提供に用いる電気通信設備との接続に関して取得すべき金額であることを考えれば、N T T 東日本・西日本における上記特殊事情がコルトにも妥当するものとは認めがたい。
- ⑧ 上記①から⑦までに鑑みて、総務大臣が平成 27 年度から令和 6 年度にかけて、年度ごとに採用する長期増分費用モデルを本件金額の算定に用いることとしていることは、妥当と認められる。

(3) 本件金額を都府県の区域ごとに算定した金額を基本として設定することについて

- ① ここにおいて、総務大臣の裁定案では、本件金額の設定を、コルトの I S D N 及び I P 電話の業務区域が属する都府県の区域ごとに算定した金額を基本として行うものとしている。上記(2)で述べたように、ネットワークの構築では、各地域における特性が費用、資産及び需要に影響を与えることは当然であるから、その地域の特性が適切に反映されるモデルを採用し、本件に關係する地域における費用、資産及び需要

を考慮して金額を算定することは、理論的に適切と認められる（ただし、これを実際に適用する場合の問題点については、（4）に論ずるとおりさらに考慮すべき事情がある）。それに加えて、当該業務区域が地域的に限定されたものであり、当該業務区域以外の地域の費用等は、むしろ本件金額の算定からは除外することの方が望ましいことを考えれば、本件裁定案が、上記のモデルの特性をいかし、コルトのISDN及びIP電話の業務区域が属する都府県の区域ごとに金額を算定したことは、相当であると認められる。

- ② この区域ごとの算定については、ドコモは、本年5月24日付けの意見において、コルトの営業区域を踏まえた料金となっていることは合理的であるとして、賛同する趣旨を述べている。
- ③ 他方で、コルトは、同月13日付けの意見において、総務大臣の裁定案は、これまで公開・周知されていない数値を用いて本件金額を算定することになるものであり、市場における透明性と公平性を欠き、重大な問題があると主張している。これについては、上記裁定案における都府県ごとの金額が、本件諮問よりも前に公表されたことがないものであることは事実と確認されるが、およそ電気通信設備との接続に関して取得すべき金額が、その收受の必要な時点までに、妥当な費用等を基本として、必要な協議などを経て、算定されるものであることに鑑みれば、その算定に用いる数値がそもそも公表されているものとは限らないことは自明であり、公表された数値のみによって算定すべきであるとすることには、理由がないと言わざるを得ない。また、公平性という点では、本件金額の算定に用いる長期増分費用モデルから導かれる数値へのアクセス可能性には、ドコモとコルトにおいて、異なる事情があるとは言えないから、この数値の利用をもって公平性を欠くことになるとも言えない。

コルトは、また、本年6月14日付けの意見では、都府県の区域ごとの金額を基本とするのであれば、NTT東日本・西日本のいわゆるGC接続の接続料をベンチマークとすることが適切だと主張したが、そのいわゆるGC接続は、都府県よりも遙かに細かい地域ごと（例えば、東京都内では、数十箇所ごと。）に接続する方法で、都府県の区域ごとの金額とすることとの関係を含め、その所論について理由の説明もなく、採用することはできない。

- ④ 上記①から③までに鑑みて、総務大臣の裁定案が、本件金額を都府県の区域ごとに算定した金額を基本として設定することについては、相当と認められる。

（4）本件裁定を実際にコルトがドコモから取得する金額を特定できるように行うことについて

- ① これまで、両当事者の間では、本件裁定申請に係るドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関するコルトの端末設備に着信する接続通信について、着信する区域がどこかによらず、単一の単金（通信回数ごとに取得されるべき金額と、通信秒数ごとに取得されるべき金額との組合せ）に通信回数の総和及び通信秒数の総和を適宜乗じた金額によって仮払いが行われてきたことが示されている。これに

対して、本件裁定案で示された金額は、上述のように都府県ごとに設定され、通信回数ごとに取得されるべき金額と、通信秒数ごとに取得されるべき金額との組合せとなっている。

したがって、この金額によりコルトがドコモから本件金額を取得する（既に仮払いが行われている金額を考慮して精算することを含む。以下同じ。）ためには、本件裁定申請に係るドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関するコルトの端末設備に着信する接続通信について、これまでのような通信回数の総和及び通信秒数の総和ではなく、着信する区域が属する都府県ごとの通信回数及び通信秒数（以下単に「都府県ごとの通信回数及び通信秒数」という。）又はその適正な推計値が確定されている必要がある。

あるいは、コルトがドコモから取得すべき金額の総額を確定させるために、都府県ごとの金額を用いるのではなく、従来のような通信回数の総和及び通信秒数の総和をしかるべき単金に乗じることで取得すべき金額の総額を求め、その総額を用いることとするのであれば、そのような方法での総額の導出が可能となるように、上記の単金（コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの単金）を、都府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を用いて求め、確定されている必要がある。

- ② 都府県ごとの通信回数及び通信秒数の数値は、ドコモ及びコルトの双方において記録されてきたものと考えられるが、ドコモは、直近の数値しか保持していないと述べている。また、コルトは、本年4月24日付けの意見において、当該数値を正確に算出するためのデータを保管していない旨を述べ、また、ドコモが保管する数値があったとしても、その正確性を検証することは困難であり、その数値に依拠することは不適当であると主張している。
- ③ こういった両当事者の意見に鑑みると、本件裁定案で示された内容だけでは、コルトが本件においてドコモから取得する金額を特定することは困難であることになる。
- ④ これに関して、ドコモでは、本年5月13日付けの意見において、本件裁定申請は、当事者が取得・負担すべき金額について裁定を求めるものであり、本裁定では、その金額の水準と具体的な精算方法まで裁定するべきである趣旨を述べているところ、これは、③のような状況にあることを念頭に、コルトがドコモから取得すべき金額について、実際に取得できるような金額と精算方法を裁定すべきであると主張しているものと理解できる。このドコモの意見について、総務省総合通信基盤局長は、同月24日付けの意見で、本件金額は裁定案で示した都府県の区域ごとの金額を基本として設定すべきであり、具体的な精算方法については、まずは、両当事者間が協議を行うべきものとの見解を示した。これは、本件裁定は、本件金額について、精算が実際にできるようにすることまでは求められていないとする主張を示したものだと理解できる。
- ⑤ しかしながら、本件裁定申請は、コルトがドコモから取得すべき金額について裁定を求めるものであるから、本件裁定は、その取得が可能な金額について行うものでなければならないと言わざるを得ない。し

たがって、上記③のような状況が明らかになったことに鑑みて、本件裁定は、両当事者の事情を適切に勘案し、次の1)又は2)のいずれかにより、明確に取得し得るような金額等を適切に明示するものである必要がある。

- 1) 裁定案の金額について、通信回数及び通信秒数ごとの金額を明示し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような都府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値を示すこと
- 2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと

(5) 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して当該電気通信事業者が取得すべき金額が長期増分費用モデルを用いて設定されることの政策的な含意について

- ① 本件裁定では、既に述べたように、総務大臣は、その平成30年の裁定方針に則して裁定を行うこととした結果、裁定申請に係る電気通信設備との接続に関するコルトが取得すべき金額として、市場における状況が十分競争的である中の能率的な経営において回収されるべき金額を算定するため、まず、コルトにおける実際の費用等の数値を採用してこれにより適正な金額を算定する方法を検討したが、必要な数値が得られず、この方法では算定できないものと結論づけて、総務省の長期増分費用モデルを用いて、これに適宜の数値を入力して金額を算定する方法を採用することとしたものであった。このことは妥当な結論であることを述べたが、このように、電気通信設備との接続に関する電気通信事業者が取得すべき金額の算定に当たり、必要な数値として実際の費用等が得られないことは、今後も生じ得るのであり、総務省の長期増分費用モデルを用いることは、今後多くの電気通信事業者において選択肢となることが予想される。
- ② このことを考えると、総務大臣においては、今後多くの電気通信事業者において、上記金額の算定において総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備との接続に関する政策の検証を行うことが有用であると考えられる。中でも、上記金額の算定の検討に資するために、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することは、多くの電気通信事業者にとって、上記金額の算定に当たっての選択肢の一つについて予見性を与えることになり、効率的な電気通信設備の接続を促進し、ひいては、電気通信役務の利用者にとっての便益となるものと考えられる。
- ③ ただし、他方で、これまで行われていなかった都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の算定結果を開示することが、仮に、そのインプットデータを事実上推知させることになるなどにより、そのデータを提供した電気通信事業者の利益を損なうこととなり、ひいては長期増分費用モデルの適正な構築を損なうことがあっては、かえって、効率的な電気通信設備の接続を進めることができ難になりかねない

点に留意する必要がある。

- ④ したがって、総務大臣においては、上記の検証と政策の見直しを行う中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額の開示について、上記③で示したような支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。

(6) その他

総務大臣の裁定案では、上記の他、いわゆるトラヒック・ポンピングに関する言及がなされている。トラヒック・ポンピングとは、典型的には、音声通話を提供するために締結される電気通信事業者間の接続協定において実現する電気通信設備との接続に関して取得する金額につき、これを取得する電気通信事業者が、当該金額の取得額を増大させるような接続通話の通信量の増加に対して当該接続通話を発信する利用者に金員を支払う契約（着信インセンティブ契約）を当該利用者と締結することで、通信量の増加が引き起こされることを指すものと説明されている。

両当事者からは、ドコモの電気通信設備とコルトの電気通信設備との接続に関し、コルトのISDN端末設備に着信する接続通信又はコルトのIP電話端末設備に着信する接続通信においてコルトがトラヒック・ポンピングを惹起した行為の存否に関する主張も行われていたが、総務大臣の裁定案にもあるとおり、裁定申請において、本件に関する主張の是非の判断は求められておらず、本答申においてもそれについて判断するものではない。

ドコモにおいては、本年5月13日付けの意見において、本裁定では、本件金額の水準がトラヒック・ポンピングを惹起する可能性がないかを検討すべき旨の主張をしているが、トラヒック・ポンピングや不適切な着信インセンティブ契約が行われないようにすることは、別途、総務大臣の施策において適切に進められるべきものである。総務大臣は、裁定案においてその従来の施策を説明し、また、本年6月11日付けの説明資料においても、その後の施策について説明を行っているところ、裁定においては、これらについて必要に応じて適切に説明がなされることで足りるものと考える。

第3 結論

以上から、総務大臣の裁定案は、次の措置を行う場合には、妥当である。

次の1)又は2)のいずれかにより、ドコモの裁定申請に係る金額をコルトが明確に取得し得るよう、両者の事情を勘案し、上記金額等を適切に明示すること

- 1) 裁定案の金額について、通信回数又は通信秒数ごとの金額を明示し、これに加えて、上記取得金額が算定可能となるような都道府県ごとの通信回数及び通信秒数若しくはそれらの都道府県ごとの比率又はそのいずれかの適切な推計値を示すこと
- 2) 裁定案の金額について、都道府県ごとの通信回数及び通信秒数の比

率又はその適切な推計値を勘案して、コルトの電気通信設備に着信する通信全体の通信回数及び通信秒数ごとの金額を示すこと

また、総務大臣においては、今後多くの電気通信事業者において、電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の算定で総務省の長期増分費用モデルを用いることがあり得ることを十分に見越して、電気通信設備の接続に関する政策の検証を行い、必要に応じてその見直しを行い、その中で、都道府県ごとの長期増分費用モデルを用いた金額について、支障が生じない範囲で可能な限り開示することを検討し、その検討結果により適切な措置を講じることを要望する。

(6) 裁定についての通知

令和6年7月26日総基料第126号

ア 株式会社NTTドコモあて

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、令和5年1月31日付けで貴社より申請のあったColtテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

（以下略）

別添

裁 定

株式会社NTTドコモから、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第3項の規定に基づき、Coltテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、協議が不調であったため、裁定の申請が行われた。

株式会社NTTドコモの申請及びColtテクノロジーサービス株式会社の答弁並びに両当事者からの意見についての調査の結果並びに令和6年6月27日に電気通信紛争処理委員会から受けた答申の内容を踏まえ、下記のとおり裁定する。

記

株式会社NTTドコモとColtテクノロジーサービス株式会社との電気通信設備の接続に関して、Coltテクノロジーサービス株式会社が取得すべき金額のうち、株式会社NTTドコモが裁定を求めるものについて

は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとする。

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額の算定方法等については、次に掲げるとおりとする。

- ・ 各期間について、以下の長期増分費用（L R I C）モデルを用いることが適當である。
 - 平成27年4月1日から平成31年3月31日までは当時のP S T N – L R I C モデル（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。）第6条第1項に基づき、接続料規則第4条の表2の項の機能（加入者交換機能（同表備考2のイに掲げる機能を除く。）、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）等に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成27年3月、平成28年3月、平成29年1月及び平成30年1月に、総務大臣から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T東日本・西日本」という。）に通知された手順をいう。）
 - 平成31年4月1日から令和4年3月31日までは第8次I P – L R I C モデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第13号。以下「平成31年改正省令」という。）附則第4条第1項各号に掲げる場合に該当するかの検証の結果、平成31年改正省令附則第5条第1項に規定する方法の適用を受けることとなった場合において、平成31年改正省令附則第6条第2項において準用する接続料規則第6条第1項に基づき、平成31年改正省令附則別表第1の3の部分機能の区分の欄及び内容の欄に定める部分機能に係る単位費用の算定に用いる平成31年改正省令附則別表第1の機能の区分の欄及び内容の欄に定める機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、平成31年3月、令和2年1月及び令和3年1月に、総務大臣からN T T東日本・西日本に通知された手順をいう。）
 - 令和4年4月1日から裁定の日までは、第9次I P – L R I C モデル（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第9号。以下「令和4年改正省令」という。）附則第5条第2項の規定により読み替えて適用される接続料規則第6条第1項の規定に基づき、令和4年改正省令附則別表第2第2表の要素機能の区分の欄及び内容の欄に定める要素機能に係る単位費用の算定に用いる加入電話・メタルI P電話接続機能に関する資産及び費用の整理に用いるプログラムとして、令和4年3月、令和5年3月及び令和6年1月に、総務大臣からN T T東日本・西日本に通知さ

れた手順をいう。) これらの長期増分費用モデルにより、全国的に十分な需要のある電気通信事業者の需要等に基づき計算された都府県の区域 (C o l t テクノロジーサービス株式会社の業務区域のもの) ごとの金額及び比率(別表参照) を基本として、C o l t テクノロジーサービス株式会社の取得すべき接続料を設定すべきである。

以上

(以下 理由 (略))

イ C o l t テクノロジーサービス株式会社あて

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第3項の規定に基づき、令和5年1月31日付けで株式会社NTTドコモより申請のあった貴社との電気通信設備の接続に係る裁定申請について、別添のとおり裁定したので、同条第6項の規定に基づき通知します。

(以下略)

別添

(株式会社NTTドコモあて通知と同じ。略)